

令和5年度長崎地方・家庭裁判所委員会（令和6年1月開催）議事概要

日 時 令和6年1月23日（火）午後1時30分～午後3時00分

場 所 長崎地方裁判所

テーマ 裁判所のデジタル化について

出席者 （五十音順、敬称略）

（地裁委員）

伊東讓二、太田寅彦、片山隆夫（委員長）、高長伯、杉本忠昭、関川修一、畑中大路、山田尚登、山田貴己、山本きよみ

（家裁委員）

井上善樹、片山隆夫（委員長）、黒田正代、篠崎良介、瀬戸牧子、田中幸実、中島三博、中村尚志、濱田剛、水畑順作

（事務担当者）

永野地裁事務局長、矢神家裁事務局長、上野民事首席書記官、高木首席調査官、乙須家裁首席書記官、大迫地裁事務局次長、福富家裁事務局次長、吉谷民事次席書記官、長島刑事次席書記官、松井次席調査官、田中家裁主任書記官、松本家裁主任書記官、安部主任調査官、谷地裁総務課長、浦添家裁総務課長、山口地裁総務課課長補佐

議 事 要 領

第1 開会

第2 委員あいさつ

第3 議事

1 テーマについての説明

2 協議・意見交換

（以下、発言者は、委員長：□、委員：○、事務担当者：△と表示）

(1) 質問

- 裁判というのは、支部で行われるものは支部で完結するのか、判決は本庁で行うといったことがあるのか。
- 各支部はそれぞれ管轄があるので、その支部に訴えを提起し、そこで判決ということになる。

(2) 意見交換

- 裁判所はマイクロソフト365をコミュニケーションツールとして使用しているが、委員の所属先ではどのようなツールを利用しているのか伺いたい。
- コミュニケーションツールは利用しておらず、メールだけで情報共有している。
- 基本的には個人がマイクロソフト365を使っており、全体で統一してマイクロソフト365を使用しているわけではない。
- Wi-Fi整備に伴い、コミュニケーションツールを使用している。
- ZoomやMeetを使用している。系列のクラウドが、安全性が高いので使用している。
- 社内や系列間との会議はほぼZoomを使用している。LINEに似たコミュニケーションツールも使用している。系列全体で使用しているため、グループを作って連絡を取り合ったり、低解像度の映像であればすぐに共有できたりする。
- それはクローズドされたシステムなのか。
- そのとおりである。
- 当方も、情報流出が怖いので、LINEに似たツールをクローズドされた系列内で使用している。外部の方が参加する場合はZoomやMeetを使用している。
- コロナ禍により、人との接触が難しくなった時に、コミュニケーションツールの整備が一気に進んだ。TeamsやZoomを使用している。社用のスマ

ートフォンを職員に配布し、グループチャットなどで連絡を取り合っている。以前はLINEでやっていたようなことを、セキュリティの高い方法で情報共有している。

- サイボウズのアプリケーションを使用している。マイクロソフト365の機能がよく分からないので、サイボウズと比べて何がどう違うのかは分からないが、最近チャットが多用されている。
- 外部と遮断されたネットワークが構築されている。掲示板に書き込みすると全国に発信できるような仕組みもある。
- 個々の集まりなので、それぞれがどのようなコミュニケーションツールを使用するか次第である。各種会議は、ほぼZoomで行っている。Teamsはあまり使っていない。
- 情報セキュリティの問題は大きく、プライバシーへの配慮が必要である。ただ、裁判所はサービス機関でもあるので、e提出などについては、ユーザーに個人個人のPC等で裁判所に接触していただく必要があり、それについてのセキュリティも考える必要がある。
- 全国で約32,000人の会員が所属しているが、オリジナルのアプリケーションを利用している。これが大変便利で、総会決議、委任状の提出などもそのアプリケーションですべて回答ができるシステムとなっている。IT企業の会員が作ったものであり、料金も発生せず、初期投資の開発費用だけで済んだ。
- 民間同士で法律的なやり取りをする際に、最近、リーガルテックの導入が進んでいる。裁判官や検察官の事務の負担を減らすために、テクノロジー的なシステムの導入はどれくらい進んでいるのか。
- △ 裁判官の業務に、直接的なデジタルツールを代替活用するといった取り組みは、あまり検討が進んでいない。マイクロソフト365のアプリケーションを利用して、情報共有を行ったり、共同編集したりしながら検討してい

るところである。

- 先ほどのリーガルテックとは、契約書の校正をAIにやってもらうことなどを想定されているということか。
- もちろん裁判事務をAIにやってもらうわけにはいかないが、事例、判例、記録などがどれくらいデジタル化されて、簡単にアクセスできるようになっているのか。
- e事件管理やe提出など記録のデジタル化は想定されており、システムの開発が進められている。紙で作られている裁判の記録がデータに置き換わることは近い将来に実現することになる。では、その先のデータを利用してAIに裁判例を検索させてみたり、判決の一部を書かせてみたりといったことについては、個々の先進的な裁判官が個人で試したりなどはあるかもしれないが、私自身はやっていないし、システムとして裁判所が何か対応しているといったことはない。個人的にはAIに大変興味があり、裁判に関係ないところで、資料を作成する際に、統計データをグラフ化する時に生成型AIを使ったことはあるが、データをクラウド処理しないとAIは動かない。裁判に関係するものについてAIを使用することになると、裁判資料を外に出してしまうことになり、ハードルが相当高い。
- そうすると自前でシステムを作っていくかざるを得ないのか。
- 閉じたクラウドがパッケージとしてできれば、そのパッケージの導入の可能性は出てくると思う。裁判所が導入するかはともかく、セキュリティが必要な企業で導入される時期は結構早く来るのではないかと感じている。ただ、裁判所はまだ手探り状態であり、実際の裁判で使える、個々の裁判官や裁判所職員が使えるようになるのは、まだまだ先のことではないかと思う。
- 刑事裁判関係でも同様の議論になると思う。個々人のプライバシーの問題が外へ漏れることを非常に恐れていて、その中でどのような形だったら

デジタル化というトータルの利益になるのかという議論を、裁判所、警察、検察庁、弁護士会で行っている最中だと理解している。また、裁判所内部で言うと、個々の裁判官のPCと職場のPCは厳格に区別している。それはやはり情報漏洩ということを恐れているからであり、裁判所のPCを自宅に持ち帰って操作するということはまだできない。その点はこれからも考えていかなければならないところだと思っている。

- 自宅ではシステムにアクセスできないが、他の医療機関によってはできるところもある。他の医療機関データを、許可をもらって職場で閲覧することはある。マイナンバーカードを利用して、薬の情報を共有することはある。能登半島地震の際にも、避難された方の半数は薬を服用していて、服用している方の半数はお薬手帳を持っておらず、何の薬を飲んでいるのかを全部調べるためにその方たちに聴き取りをする必要があった。システムを利用した情報の共有の必要性を感じた。
- 会社が終わった後、外から遠隔でサーバーにつないで仕事をやっている人もいる。個人情報を持ち帰ると紛失のリスクがあるので、やるなという話はしている。ユーザー視点で行くとe提出は賛成だが、証拠資料をデジタル処理するとなると、変造されることはないのかという不安もある。
- 家裁と関わることがあるが、土地柄、高齢者も多く、裁判所に出向くことが難しい方も多い。web会議などが促進されれば良いと思うが、使い勝手にもよると思うし、利用者のデジタル環境によるところがなければいいなと思う。
- △ 家事事件について、これまでは裁判所に来ていただくか電話の2択だったが、今回からweb会議が導入されることになる。画面を通すことになるので対面とは違うところがあるが、電話に比べると圧倒的に便利になると思う。利用者の環境も大きな要素とはなるが、裁判所としてもさまざまな事件で利用することで、少しでも利用者の負担軽減になるようにしたいと

考えており、活発に利用していきたい。

- 私共でもデジタル化には一番に力を入れて取り組んでいるところである。しかし、進んでいそうでなかなか進んでいかないという課題があり、それはデジタル人材が不足しているからだと思う。裁判所において、デジタル化を進めるにあたっての課題はどのようなものがあるのか。
- △ デジタル人材の問題は、裁判所でも難しいところである。総務課で先行して導入して、操作方法等を収集し、還元しているが、専門的な知識はついてきていない。一方、若手職員はデジタルツールへのハードルが低く、いろいろなところで活用しているので、若手職員を中心として創意工夫や利活用の検討を進めている。裁判所全体としてのIT等の専門的な研修には行きついていないが、最高裁や高裁にデジタル専門チームが設置されており、そこが中心となって進めている。
- 50代以上は、紙媒体がいいという方も多いのではないかと。紙を見慣れた中で、画面で確認というのは難しく、私は印字してしまう。若い方は印字しない方が多く、なぜ印字しないのか尋ねたところ、なぜデータがPCにあるのに印字しないといけないのかと返されてしまった。そういったこともあるので、若手職員の発想を活用し、私たちベテランもしっかり意見を聞いていきたいと思う。
- 新聞配達が減って、webでも見ることができるが、私は紙が安心してしまう。記事も読んだ気になるし、記事を改めて確認する際にも、スマートフォンなどを開かなくても済む。アナログ人間なので、紙媒体がいいという意見に同感する。私たちは分岐点かなと思う。若い方はデジタルへの抵抗が低く、私たちは若い方にスマートフォンの操作などを習いながらやっている状況であり、今後はそのようなデジタル化の時代となっていくのだと思うと、裁判所が手探り状態だということも分かる。ただ、若い方でもデジタルが苦手な方もいるし、当事者が裁判所に出頭する必要がなくなった

ので便利だという反面、やっぱりデジタルが苦手な方もいるし、生の顔と声を聞いて判断したいという方もいると思うので、その方々の利用についても配慮いただければと思う。

#### 第4 次回期日及び協議テーマについて

##### 1 次回期日

(地裁委員会)

第1候補日：令和6年10月15日（火）午後1時30分

第2候補日：令和6年11月19日（火）午後1時30分

(家裁委員会)

第1候補日：令和6年10月24日（木）午後1時30分

第2候補日：令和6年10月31日（木）午後1時30分

##### 2 次回協議テーマ

(地裁委員会)

裁判員制度の現状等について

(家裁委員会)

家事事件手続等におけるWeb会議の運用について